

自然災害等緊急時の対応について

北海道釧路明輝高等学校

1 気象に関する警報（大雨・暴風・暴風雪等）が発表された場合など

- (1) 釧路市釧路に、**特別警報**（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、又は**避難指示・避難勧告**が発表された場合
- (2) 気象状況等により、**釧路市内のバスが運休**した場合
- (3) その他、気象状況、公共交通機関の運行状況等を勘案し、臨時休校とする必要があると校長が判断した場合

対応 臨時休校とする。又は、登校時間を繰り下げる。

- ① 前日に臨時休校、登校時間の繰り下げを決定した場合は、保護者あて文書を生徒に配付するとともに、本校ウェブページ及び学校安心メールでお知らせする。
- ② 当日の朝に臨時休校、登校時間の繰り下げを決定した場合は、午前6時を目途に本校ウェブページ及び学校安心メールでお知らせする。
- ③ ウェブページ等を閲覧できない場合は、学校まで問い合わせる。
- ④ 臨時休校とした場合、代替措置として土曜日や長期休業日を授業日とすることを原則とする。
- ⑤ 臨時休校の場合、不要の外出は禁止とし、自宅で学習すること。

- (4) **居住している地域に、特別警報**（大雨、暴風、暴風雪、大雪）、又は市町村による**避難指示、避難勧告**が発表された場合
- (5) 通学時に利用できる**公共交通機関**（JR、バス）が**運休**した場合
- (6) 居住している地域に気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）等が発表され、気象状況や道路状況等により、家庭において通学が困難であると判断した場合

対応 自宅待機（状況に応じて避難）とする。

- ① 無理をして登校せず、保護者から担任へ欠席の連絡をすること。欠席の扱いは「非常変災（自然災害）等による出席停止等」又は「交通障害による出席停止等」とする。
- ② 自宅待機の場合、不要の外出は禁止とし、自宅で学習すること。

- (7) 居住している地域に**警報等は発表されていない**が、自宅付近の気象状況や道路状況等により、家庭において通学が困難であると判断した場合

対応 自宅待機（状況に応じて避難）とする。

- ① 無理をして登校せず、保護者から担任へ欠席の連絡をすること。欠席の扱いは原則として普通欠席とするが、状況により出席停止等とする場合もある。
- ② 自宅待機の場合、不要の外出は禁止とし、自宅で学習すること。

2 地震発生に伴い津波に関する警報等が発表された場合

- (1) **登校時間前に、釧路市釧路に大津波警報**が発表された場合

対応 臨時休校とする。又は、登校時間を繰り下げる。

- (2) **登校時間前に、居住している地域に大津波警報**が発表された場合

対応 自宅待機（状況に応じて避難）とする。

※ (1)、(2)とも、対応の詳細については、「1 気象に関する警報（大雨・暴風・暴風雪等）が発表された場合など」に準ずる。

(3) 登校後に、津波警報が発表された場合

対応

- 公共交通機関が運行している場合は、通常どおりの下校とする。
- 公共交通機関が運休した場合、又は生徒の自宅が「津波警報」の避難対象地域にある場合は、保護者が迎えに来るまで生徒を学校で待機させる。

- ※ 津波警報（高さ3m）のときの避難対象地域（町名、「釧路市津波避難計画」による。）
- ・ 東部海岸地区：千代ノ浦、紫雲台、春採、興津、益浦、桂恋、三津浦
 - ・ 橋南地区：大町、入舟、南大通、港町、知人町、弁天ヶ浜、大川町、城山、材木町
 - ・ 橋北地区：旭町、川上町、栄町、末広町、北大通、錦町、黒金町、幸町、浪花町、南浜町、仲浜町、浜町、海運
 - ・ 西部海岸地区：西港、星が浦南、大楽毛、大楽毛南

(4) 登校後に、大津波警報が発表された場合

対応

保護者が迎えに来ても帰宅させずに、警報解除まで生徒・保護者を学校で待機させる。

- ※ 本校校舎周辺の標高は約3.5mであるが、新釧路川の堤防は約5～8mであり、堤防が決壊した場合、校舎周辺は浸水の危険が非常に高いため、警報解除まで学校待機とする。

3 広範囲での停電（ブラックアウト）等、登校時の安全確保が難しい等の状況が発生した場合

(1) 登校時間前

対応

自宅待機とし、状況に応じて臨時休校、登校時間を繰り下げる。

- ① 前日に臨時休校、登校時間の繰り下げを決定した場合は、保護者あて文書を生徒に配付するとともに、本校ウェブページ (<http://www.kushiromeiki.hokkaido-c.ed.jp>) 及び学校安心メールでお知らせする。
- ② 当日の朝に臨時休校、登校時間の繰り下げを決定した場合は、午前6時を目途に本校ウェブページ及び学校安心メールでお知らせする。
- ③ ウェブページ等を閲覧できない場合は、学校まで問い合わせる。
- ④ 臨時休校とした場合、代替措置として土曜日や長期休業日を授業日とすることを原則とする。
- ⑤ 臨時休校の場合、不要の外出は禁止とし、自宅で学習すること。

4 留意事項

- ① 土・日曜日、祝日、長期休業期間中の部活動等についても上記に準じて対応する。
- ② 登校後に、気象状況等により公共交通機関の運休が予想されるなどの場合には下校時間を繰り上げることがあり、その際、下校時に安全が確保できない場合は、生徒を学校で待機させ、保護者の迎え等を要請する。

問合せ先 TEL (0154) 36-5001 (担当：教頭 田村)